

令和2年第1回定例会会議録

四市複合事務組合議会

令和2年第1回四市複合事務組合議会定例会会議録

◎議事日程

令和2年2月19日（水）

午後2時開議

諸般の報告（議案の送付、出席通知）

管理者の招集挨拶

第1 議案第1号 令和2年度四市複合事務組合予算

第2 議案第2号 四市複合事務組合職員定数条例

第3 議案第3号 四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例

第4 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

（四市複合事務組合非常勤の特別職の職員の報酬等に関する条例及び四市複合事務組合特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例）

第5 議案第5号 公平委員会委員選任の同意を求めることについて

第6 会議録署名議員の指名

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時1分開会

○議長（江野澤隆之議員） 出席議員数が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年第1回四市複合事務組合議会定例会を開会いたします。

○議長（江野澤隆之議員） これより会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長（江野澤隆之議員） この際、諸般の報告をいたします。

報告事項は、お手元に配付したとおりであります。

[諸般の報告は巻末に掲載]

○議長（江野澤隆之議員） ここで、管理者に定例会招集の挨拶をお願いいたします。

○管理者（松戸徹市長） 本日ここに、令和2年第1回四市複合事務組合議会定例会を開催するに当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は各市の議会が始まる中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろより四市複合事務組合の事業に対しまして、深い御理解と多大な御協力をいただいておりますことを改めて感謝申し上げる次第でございます。

本日、御審議をお願いいたしますのは、令和2年度四市複合事務組合予算、四市複合事務組合職員定数条例、四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例、専決処分の承認を求めることについて、公平委員会委員選任の同意を求めることについての5案件でございます。これらの案件につきまして、御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、本組合の長年の懸案でございました第2斎場整備事業につきましては、昨年10月にしおかぜホー

ル畜浜を供用開始することができました。これまで皆様方に多大なる御支援をいただきましたこと、改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、馬込斎場におきましては、来年度から大規模改修工事を計画しております。

そのほか、新型コロナウイルスの関係でございますけれども、三山園におきましては面会の際のマスクの着用ですとか手洗い、そしてまた、手指消毒の徹底等を、また、両斎場におきましても手指消毒の配備をして、御来場いただいた方にそれをやっていただく等の徹底を図っておりますけれども、これについては今後もしっかりと対応して、リスクを可能な限り避けることに努めていきたいと思っております。

引き続き皆様方の御理解と御支援をいただく中で、この四市の事業を進めてまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（江野澤隆之議員） これより日程に入ります。

日程第1、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江野澤隆之議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決しました。

○議長（江野澤隆之議員） 日程第2、議案第1号令和2年度四市複合事務組合予算を議題といたします。

〔議案第1号は巻末に掲載〕

○議長（江野澤隆之議員） 提出者から説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（只縄浩之） 議案第1号令和2年度四市複合事務組合予算について、お手元の令和2年度四市複合事務組合予算書にて説明いたします。

1ページをお開きください。

第1条として、令和2年度の歳入歳出予算総額は歳入歳出それぞれ16億4,578万9,000円を計上します。

9ページをごらんください。これは前年度予算52億

6,074万2,000円に対して36億1,495万3,000円の減額となり、率にして68.7%の減となります。

1ページに戻っていただき、第2条として、地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務負担行為を定めるものです。

4ページをごらんください。第2表債務負担行為のとおり、馬込斎場大規模改修工事監理業務委託料と馬込斎場大規模改修工事費として、期間は令和2年度から4年度の3年間で、限度額はそれぞれ3,800万円と20億3,000万円に消費税及び地方消費税を加えた額としております。

1ページに戻っていただき、第3条として、地方自治法第292条において準用する同法第230条第1項の規定により、地方債を起すことについて定めるものです。

5ページをごらんください。第3表地方債のとおり、特別養護老人ホーム三山園整備事業として限度額620万円を計上しております。

1ページに戻っていただき、第4条として、地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額を前年度と同額の7,000万円と定めるものです。

それでは、令和2年度歳入歳出予算について、9ページからの歳入歳出予算事項別明細書により説明いたします。

9ページから11ページは歳入及び歳出の総括表となっております。

12、13ページをお開きください。歳入予算について説明いたします。

初めに、1款サービス収入です。これは、特別養護老人ホーム三山園に係る介護報酬の公費分の介護給付費収入と利用者の自己負担金収入を合わせたサービス収入合計として5億721万3,000円を計上しました。前年度に比べて65万円、0.1%の増となり、前年度予算とほぼ同額の予算計上となります。

次に、2款分担金及び負担金は8億827万7,000円を計上しました。前年度に比べて8億3,953万2,000円、50.9%の減となります。これは関係4市からの分賦金で、内訳は議会、総務に係る共通経費と斎場の管理運

営費、それから施設整備費として、三山園の起債償還金及び施設等整備基金積立金、また、しおかぜホール茜浜の起債償還金として負担していただく費用となります。

1目民生費負担金は三山園に関する分賦金で、議会・総務費の前年度からの繰越金を減額で見込んだことにより1億6,829万6,000円を計上し、前年度に比べて646万1,000円、4.0%の増となります。

2目衛生費負担金は斎場に関する分賦金で、第2斎場整備費が皆減となったことなどから6億3,998万1,000円を計上し、前年度に比べて8億4,599万3,000円、56.9%の減となります。

なお、関係市分賦金の算出表は43ページのとおりとなっています。

12ページに戻っていただき、3款使用料及び手数料は1億8,395万6,000円を計上しました。前年度に比べて3,126万1,000円、20.5%の増となります。主な理由としては、2目斎場使用料について、馬込斎場では減額となるものの、しおかぜホール茜浜では1年間分の予算計上となることから増額を見込み、3,236万8,000円の増額となったことなどによるものです。

次に、14、15ページをお開きください。

4款財産収入は、基金運用収入と財産貸付収入として265万円を計上しました。前年度の7,000円から大幅な増額となっているのは、しおかぜホール茜浜が昨年10月に供用開始となり、その売店貸付料を新たに計上したことによるものです。

次に、5款寄附金は、民生費寄附金として5,000円を計上しました。

次に、6款繰入金は、三山園における令和2年度末定年退職者に係る退職手当の財源として、退職手当基金から1,801万円の繰り入れと、三山園の施設等の整備に要する費用として、三山園施設等整備基金から733万円の繰り入れを計上しました。

次に、7款繰越金は、議会費、総務費、民生費及び衛生費の前年度からの繰越金として1億681万6,000円を計上しました。

次に、8款諸収入は、斎場の納骨容器等の実費頒布による収入が主なもので533万2,000円を計上しまし

た。

次に、9款組合債は三山園整備事業に係る民生債を620万円計上したものの、しおかぜホール茜浜に係る衛生費が皆減となったことから減額となりました。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

説明の前に、予算科目について1つ御報告いたします。四市複合事務組合では、令和2年度予算から、地方自治法施行規則の一部を改正する省令に基づき、予算科目から7節の賃金を削除し、以降の節番号を繰り上げておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、16、17ページをお開きください。

1款議会費は、組合議員報酬及び議会運営に要する経費として127万2,000円を計上しました。前年度に比べて158万6,000円、55.5%の減となります。主な理由としては、新設した斎場を中心に議員視察を行ってまいりましたが、しおかぜホール茜浜が供用開始したことから、議員調査旅費及び随員職員調査旅費が皆減となったことによるものです。

次に、18、19ページをお開きください。

2款総務費は、特別職及び事務局職員の人件費と組合事務局に係る運営経費などで2億1,233万3,000円を計上しました。前年度に比べて119万3,000円、0.6%の減となります。主な理由としては、19ページの2節給料、3節職員手当等、4節共済費において、会計年度任用職員に係る期末手当の新規計上があるものの、第2斎場整備室に派遣されていた船橋市職員2名分の人件費が皆減となったことなどにより、前年度に比べて1,510万2,000円の減となりました。

11節役務費においては、第2斎場整備に係る資金調達契約手数料の皆減などにより、前年度に比べて843万4,000円の減となりました。

18節負担金補助及び交付金においては、関係市派遣職員負担金の新規計上などにより、前年度に比べて1,950万8,000円の増となりました。

次に、20、21ページをお開きください。3款民生費は、特別養護老人ホーム三山園の管理運営に要する経費で6億2,369万5,000円を計上しました。前年度に比べて8,693万1,000円、16.2%の増となります。

民生費の内訳としては、1目老人福祉総務費は、主

に三山園職員の人件費などで4億3,520万3,000円を計上し、前年度に比べて8,166万2,000円、23.1%の増となりました。これは会計年度任用職員に係る期末手当及び三山園看護職員1名の定年退職に伴う退職手当を新規計上したことと、時間外勤務手当、夜間勤務手当が増額になったことなどによるものです。

なお、この中には賃金の一部未払いについて、2年遡及して追加支給する分も含まれています。

次に、2目老人福祉施設費は、三山園の長期入所事業、ショートステイ事業、デイサービス事業に要する経費及び施設の維持管理の経費で1億8,849万2,000円を計上しました。前年度に比べて526万9,000円、2.9%の増となります。主な理由としては、10節需用費において、電気料とガス料の単価の上昇による増額、それから施設修繕料及びその他修繕料において、電話交換設備修繕や業務用洗濯機修繕などを計上したことなどにより、前年度に比べて755万1,000円の増となりました。

12節委託料においては、平成29年度から31年度にかけて債務負担行為を設定していた調理業務委託料について、契約更新年度であることから、設計額で計上したことなどにより、前年度に比べて809万3,000円の増となりました。また、前年度に工事請負費として計上していた3階バルコニー防水工事などが皆減となりました。

24、25ページをお開きください。4款衛生費は馬込斎場及びしおかぜホール茜浜の管理運営に係る経費で5億3,726万6,000円を計上しました。前年度に比べて37億1,042万5,000円、87.4%の減となります。

衛生費の内訳としては、1目斎場総務費は、主に斎場職員の人件費などの経費で7,104万7,000円を計上しました。前年度に比べて1,084万3,000円、13.2%の減となります。これは、前年度に計上していた定年退職者1名に係る退職手当が皆減となったことなどによるものです。

2目斎場施設費は、斎場施設の維持管理に要する経費で4億6,621万9,000円を計上しました。前年度に比べて2,517万8,000円、5.7%の増となります。主な理由としては、10節需用費において、消耗品費、施設修繕

料で減額となるものの、しおかぜホール茜浜に係る光熱水費を1年分として計上したことにより光熱水費が増額となり、前年度に比べて2,721万1,000円の増額となりました。

11節役務費においては、しおかぜホール茜浜に係る施設管理手数料を1年分として計上したことなどにより、前年度に比べて1,165万1,000円の増額となりました。

12節委託料においては、しおかぜホール茜浜に係る清掃委託料、警備委託料及び施設管理委託料を1年分として計上したことなどにより増額となるものの、前年度に計上した馬込斎場大規模改修工事実施設計委託料が皆減となったことなどから、前年度に比べて414万4,000円の減額となりました。

また、前年度に備品購入費として計上していたしおかぜホール茜浜に係る斎場予約システム関連備品及び自動車購入費が皆減となりました。

26、27ページをお開きください。第2斎場整備費は整備が終了しましたので、皆減となりました。

28、29ページをお開きください。5款公債費は2億4,325万1,000円を計上しました。

公債費の内訳としては、1目元金は2億2,276万8,000円を計上し、前年度に比べて1億2,274万7,000円、127.7%の増となります。主な理由としては、前年度において計上していた馬込斎場における平成16年度債の償還が終了したものの、三山園における平成30年度債としおかぜホール茜浜における平成28年度債及び平成29年度債を新たに計上したことなどによるものです。

2目利子は2,048万3,000円を計上し、前年度に比べて425万5,000円、17.2%の減となります。主な理由としては、三山園における償還額が減少し、前年度において計上していた馬込斎場における平成16年度債の償還が終了したものの、しおかぜホール茜浜における平成31年度債を新たに計上したことや、前年度当初予算では概算で計上していたしおかぜホール茜浜の平成30年度債を実績で計上したことによる差額などにより減額となるものです。

30、31ページをお開きください。6款予備費は2,797

万2,000円を計上しています。

32ページから37ページまでは給与費明細書となっています。

38、39ページは、令和2年度に債務負担行為をする事業についての調書となっています。

40ページは地方債の調書で、前々年度末の残高は62億2,967万3,000円となり、前年度の残高見込み額87億8,585万2,000円、当該年度の新たな起債で620万円、当該年度中に元金2億2,276万8,000円を償還し、当該2年度末の残高見込み額は85億6,928万4,000円となっています。

以上が令和2年度の歳入歳出予算の説明となります。

.....

○議長（江野澤隆之議員） これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、できるだけ予算書のページを添えていただくとわかりやすいと思いますので、よろしく願いいたします。

質疑ありますか。

清水議員。

○1番（清水聖士議員） 今の予算の説明の中で、4ページに馬込斎場の債務負担行為というのが20億ございますけれども、それに関してちょっと2点お尋ねさせていただきます。

これまで馬込斎場の御説明があったかと思うんですけれども、申しわけないんですけれども、確認の意味を含めて、馬込斎場のどの設備がいつからいつまで使えないのかというのが1点。

2点目に、使えない場合、その近くの住民の皆さん、特に鎌ヶ谷市民とか船橋市北部の市民の皆さんが使えなくなって、その方々は習志野の新しい斎場まで距離があるものですから、そういう方々に対して、どのような不便を軽減するような対応をされるお考えかという、その2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（江野澤隆之議員） 副参事。

○副参事（藤孝之） 今、実は実施設計を行っております。実施設計が3月末でできた後に、今後、具体的に細かい運営を斎場と打ち合わせして決めていきたいと考えておまして、今時点、正直言いまして、どう

いうふうにしていくかということは全く考えていない状況であります。

ただ、地域ごとに線を引いて優先的にというのちょっと難しいかなと思うところもあります。例えば習志野市の方でも、船橋市内の民間の斎場施設を使ったときには馬込のほうが近いとか、いろいろなケースがあると思います。それも含めて、今後各市の斎場担当の方と、実質、実施設計が上がってきた段階で、こういう形でということで相談しながらやっていきたいと思っております。

あと火葬炉につきましては、火葬需要に対応するために一部運営しながらやっていきたいと考えておりますが、式場については、やはり騒音が出るということもありますし、火葬ですと御親族の方とか、ある程度特定はできるんですが、式場利用者ですと、お通夜とか告別式ですと特定多数といいますか、長い時間のスパンにわたって人が訪れるということになれば、やはり安全上の不測の事態のことも考えられますので、基本、式場については2年間、工事期間中は閉鎖させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（江野澤隆之議員） 清水議員。

○1番（清水聖士議員） 詳細については、判明次第、お知らせいただきたいということが要望の1点で、2点目の要望としては、そうは言っても、新しい習志野の斎場に一番遠いのが鎌ヶ谷市で、それと船橋市北部の住民は遠いので、可能な範囲で、そういう不利益をこうむる方々への便宜というか、何らかの対応は要望させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（江野澤隆之議員） 他に質疑ありませんか。

岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 私も馬込斎場の改修工事のことで伺いたいですけれども、2年間、式場を閉鎖するという事は、ここを使っている地域の人たちにとって非常に重大なことになります。この式場を使っている方々というのは、例えば茜浜のほうにお通夜のときに行けるかといったら、行けない地域なんです。葬家であれば、茜浜だろうが、どこだろうが、

行くかもしれないですけども、お通夜のお参りにいらっしゃる方々というのは、遠ければ行くことができなくなってしまうということで、この地域は公共式場が使えなくて民間式場しかないという状況になってまいります。

それで、この公共式場は市民が使っているだけではなくて、この公共式場を使って、いろんな業者さんたちもここで仕事をしているわけです。地域経済にとっても、2年間、ここで全くできなくなってしまうというのは大変重大な影響が出ることなんですけど、そういうことを前提に、そのことをわかって、こういう事業のやり方をとったのかどうか。そここのところが十分協議されているのか。今、清水議員が質問されましたけれども、各市との間できちっと協議をやって、この工事設計なりというのがやられているのかどうか。そこはどのような協議を行ってきたんですか。

○議長（江野澤隆之議員） 馬込斎場長。

○馬込斎場長（吉野成重） 馬込斎場長です。工事の設計側から、当初、工事の安全性やコスト、また工事短縮の観点から、全館休館という形での改修計画が提示されたところではあります。ただ、工事短縮というのは利用者のこともありますし、今お話にもありました工事となりますと、工事車両等の騒音または出入りということで、近隣の皆様への影響等もありまして、その辺も検討はした次第です。

ただ、先ほど清水議員からもありましたような、鎌ヶ谷市、船橋市の方々全てに茜浜で補うという形をとりますと、そこは火葬を全部受け入れることがかなり難しい。一部を何とか稼働しながら計画ができないかということでも検討はしてきた次第です。

そうした中で先ほども申し上げましたけれども、工事の安全性、また、そういう意味では、利用者には何かあってはいけないということを優先に考えまして、式場棟、それと火葬棟の動線が複雑になってしまう。また、来場者がふえることによりまして災害発生の懸念があるということを第一に考え、駐車場の利用等も改修計画に入っておりますので、そういった工期、工事で発生する振動等、影響を考えまして、これらの結果としまして最低限火葬だけは行おうということで、私

どもとしましても、関係市との協議を重ねた中で、大変申しわけありませんが、式場については現在のような形になった次第なんです。

○議長（江野澤隆之議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 関係市と協議をしたということなんですけれども、それでは、例えば式場を2年間閉鎖することについて、船橋市からどういう要望が上がりましたか。

○議長（江野澤隆之議員） 管理次長。

○管理次長（村山芳和） 現在の段階では、船橋市さんからの要望はまだ上がってきておりません。関係市との協議をした中だと答弁いたしましたけど、実際は、昨年、火葬については制限せざるを得ないと。式場については、2年間は使用ができないということは説明したんですけども、それは口頭での説明でありまして、書面をもってやったということではありません。

その中で、数年前になりますけれども、馬込斎場の外壁のタイルなんですけれども、結構浮いていたときがありまして、ドリルで穴をあけて落下防止の工事を行ったことがあります。ドリルで穴をあけるだけであっても結構振動とか騒音が建物内部に響きまして、式場利用者から苦情がたくさん来ました。そういう状況の中で、今度は外壁タイルを全部はつりますので、それには比べ物にならない騒音、振動が発生することが予測されますので、やむなく式場については利用は控えると。今後、実際に工事をやってみる中で、この程度であつたら可能だとか、そういう判断できることがありましたら、またその時点で検討してまいりたいと思いますが、現段階としては、前の経験もありますし、安全性等のことも考えまして、式場については利用は中止せざるを得ないということで今進んでおります。

以上でございます。

○議長（江野澤隆之議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 騒音ですとか安全性を考えて、現段階では閉めざるを得ないという判断に立っているというのはわかるんですけども、ただ、まだ着工まで1年あるわけです。もっと工法で工夫ができないのかだとか、式場を閉鎖する期間を短縮できないのかだとか、そういう検討はぜひやっていただきたいの

と、あわせて、もし仮に2年間、閉鎖せざるを得ないということであれば、仮設の式場をつくるということも検討すべきじゃないかと思えます。今までそういう検討はしてなかったのが突然の提案になるかと思うので、この場ですぐとはならないかもしれないですけども、関係する自治体があるわけですから、そういうところの声を聞きながら仮設の式場をつくるということも検討していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（江野澤隆之議員） 副参事。

○副参事（藤孝之） 式場の仮設ではございませんが、火葬中の控室。要は、やはり工事中に火葬棟から控室まで動くということは安全上問題があるんじゃないかということで、実を言いますと、駐車場に仮設を建てようかという検討もしてまいりました。しかしながら、やはり外構工事をしているときに、仮設のところから例えば火葬棟のほうに動くとか、そういうときの安全面ではなかなか難しいものがあるということで諦めた経緯があります。式場棟の仮設となりますと、先ほど言いましたとおり、火葬と比べましても、やはり一般の方というか、親族以外の方がある程度の時間の幅を持って訪れるということもありますので、なかなか難しい面はあるかと思えますが、先ほど管理次長のほうからも話がありまして、実施設計が終わりまして、どういうふうに短縮できるのかも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（江野澤隆之議員） 他に質疑ありませんか。
入沢議員。

○11番（入沢俊行議員） それでは、2点質問させていただきますんですけども、1点目が、説明でもありましたが、20ページの三山園の労基署から是正勧告があった手当等の件です。来年度予算では時間外手当、夜間勤務手当等の増額を見込んでいるということで説明があったんですけども、それも含めて、今年度の取り組み状況と来年度の取り組みはどのように考えているのか伺います。

○議長（江野澤隆之議員） 管理次長。

○管理次長（村山芳和） 昨年の8月の定例会以降の

対応なんですけれども、是正勧告の未払い賃金分につきまして、9月と12月に1,445万5,440円支払っております。続きまして、勧告外にはなりませんけれども、2年の遡及分といたしまして、こちらについては令和2年度予算の職員手当等に計上しております。

取り組みにつきましては、12月から職員に対してヒアリングを始めました。それについては現在完了しておりますが、あと退職者へのヒアリングについて、郵送いたしまして申告の有無の確認をとりまして、希望者にはヒアリングを行って支払いをするという予定で、支払い時期につきましては、人数と計算量が多いものですから、頑張っって早目に対応してまいりたいと思えますけれども、4月中もしくは5月中に支払えればということで今考えております。

以上でございます。

○議長（江野澤隆之議員） 入沢議員。

○11番（入沢俊行議員） はい、わかりました。

もう1点伺いたいののが、ページで言うと24ページ、斎場費のところですか。しおかぜホール茜浜がオープンしました。前回の議会の中で私のほうから、大変交通不便であるということで、何らかの送迎バスなどを出していただきたいということをお願いさせていただきましたが、まず、利用に際してどういった利用をしているのか、利用者のアンケートをとって意向を調査していきたいということで、その際回答があったんですけども、その取り組みはどのような結果になったのか伺います。

○議長（江野澤隆之議員） 第2斎場整備室長。

○第2斎場整備室長（藤沢徹） お答えいたします。

前回の定例会から、実際に10月8日に供用開始をしてから現在まで3点ほど調査等をさせていただきました。

1点目につきましては、比較的火葬件数が多い日、あと夜間、お通夜が比較的多い日を選定し、調査をさせていただく。2点目につきましては、馬込斎場同様、受付窓口に御意見箱等を設置させていただいておりますので、書面による御意見の件数の把握。最後、3点目につきましては、供用開始してからまだなかなか周知がされてない状況の中で、電話等のお問い合わせに際

して、最寄りの駅からタクシーを御利用くださいという御案内の中で、不便ですねという一言が何かあった件数を把握しているところです。

その結果でございますけれども、まず、日中の火葬の件数がある程度多い日を選定というところで、実際、火葬件数が19件。その日、告別式は1件だったんですけれども、こちらのほうをカウントさせていただきました。来場者数が228人、うちタクシー利用は1台、1人、自家用車が86台、114人、葬祭業者のマイクロバスが13台、113人、こういった内訳でございます。

もう1点、近々なんですけれども、2月15日土曜日にお通夜が2件入りしましたので、こちらのほう、夜間、これは15時以降になりますけれども、調査をさせていただきました。結果としましては、来場者が57人、うちタクシーが7台、15人、自家用車が26台、41人、入り口から徒歩で入られた方が1人。これが入り口のほうで調査をさせていただきましたので、実際に駅から歩いてこられたのか、コミュニティバスの海浜公園から歩いてこられたのか、はたまた入り口手前の公園の駐車場にとめて入られたのか、その辺は申しわけございません、そこまで確認し切れてないんですけれども、歩いてこられた方が1人という結果でございます。

2点目としまして、御意見箱の書面によるそういった要望等につきましては、1件もございません。

3点目、最後になります、電話窓口等の意見集約ということで、これは供用開始すぐということではなく、大変申しわけないんですけれども、11月21日から1月24日までの集計でございますが、約2カ月間で15件の御意見がございました。その内訳としましては、新習志野駅もしくはJR津田沼駅からの、そういった不便ですねというお話が14件、あとコミュニティバスの終点、海浜公園からという問い合わせが1件、合計15件、このような結果となっております。

以上でございます。

○議長（江野澤隆之議員） 入沢議員。

○11番（入沢俊行議員） もう1点ですが、しおかぜホール利用者の住所ですね。習志野市や他市の皆さんの利用の割合をちょっと伺いたいんですけれども、お願いします。

○議長（江野澤隆之議員） しおかぜホール茜浜斎場長。

○しおかぜホール茜浜斎場長（白土太） 利用者の区分になりますが、これは1月末までの数字で、火葬で船橋市の方が32.6%、習志野市の方が36.7%、八千代市の方が26.2%、鎌ヶ谷市の方が1.3%、4市外の方が3.2%となっております。

○議長（江野澤隆之議員） 入沢議員。

○11番（入沢俊行議員） 来られる方の足なんですけれども、自家用車を利用している方が結構な数あるのかなということと、当初、習志野の方が大部分で、八千代や船橋の方は余り利用しないのではないかという話も聞いていたんですが、そうではなくて、船橋、八千代の方も結構使っているということですので、ぜひ送迎バスであるとか、ほかの方法も含めた今後の利便性について検討していただきたいと思うんですけれども、来年度はどのような検討調査をされるのか伺います。

○議長（江野澤隆之議員） 第2斎場整備室長。

○第2斎場整備室長（藤沢徹） 今お話をした3点の検証は引き続きさせていただきます。

あと、ちょっとずれてしまうかもしれないんですが、来年度予算の中で交通量調査を御承認いただければ進めていきたいと考えております。こちらにつきましては、交通手段の関係も若干入っていますし、あと、今回御質問ではないんですけれども、信号機の設置の関係も含めて、実は平成27年度に交通量調査を一度行っていますので、それをもって習志野警察のほうに要望を上げているんですけれども、それよりも供用開始した後のほうが交通量は多くなっているはずですので、その辺も含めて交通量調査を改めてさせていただきたいと思います。その辺も相対的に見まして、ただ、最終的に送迎となりますと御負担いただくのが関係市ということになりますので、慎重に関係市の担当の方等も含めて十分に協議して進めていきたいと思っております。

○11番（入沢俊行議員） ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○議長（江野澤隆之議員） よろしいですか。

○11番（入沢俊行議員） はい。

○議長（江野澤隆之議員） 他に質疑はありませんか。
〔質疑なし〕と呼ぶ者あり

○議長（江野澤隆之議員） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結します。

.....

○議長（江野澤隆之議員） これより討論に入ります。
なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。
討論はありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（江野澤隆之議員） まず、反対討論の方の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江野澤隆之議員） 次に、賛成討論の方の発言を許します。

岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 賛成討論を行います。討論で一番申し上げたいのは、馬込斎場の改修工事についての点です。債務負担行為でついているということで、令和2年の末から具体的に動き始めるということなんですけれども、影響がかなり大きく出ます。それで、まだ関係者は全然知りません。ここで仕事をされている業者さんたちも2年間式場が使えなくなるということを知りませんし、ましてや関係住民は全然知らないところで、馬込斎場の式場が2年間使えなくなるというのは非常に大きな影響が出ます。特に民間式場を使えなくて公共式場を使っているという人たちがいます。そういう人たちが困ることになるという点では、公的な斎場の役割を考えたときに、工事だから、やむを得ないからでは済まない内容を含んでいると思います。そういう点で、関係市の意見を十分聞いた上での事務になっているようにはどうも思えませんので、関係市の意見もきちんと聞いて、それで是正をしていただきたい。まだ1年間あるわけですから、その間に実施設計が上がって以降でもどういう改善ができるのかというのはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それと、しおかぜホールの交通のことが質疑でありましたけれども、工事期間中、馬込の改修工事を行っているときには、ましてや遠くから行かなきゃいけな

いという人たちが出てくるわけです。そういう地域の人たちがどうやってしおかぜまで行けばいいのかという声も聞いています。そういう点でも、交通の利便性というのはしっかり考えていただかなきゃいけないことだと思いますので、この点についてしっかり取り組んでいただきたいということを要望して賛成いたします。

○議長（江野澤隆之議員） 他に討論はありませんか。
〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江野澤隆之議員） 討論なしと認めます。
よって、討論を終結します。

.....

○議長（江野澤隆之議員） これより採決に入ります。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江野澤隆之議員） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（江野澤隆之議員） 日程第3、議案第2号四市複合事務組合職員定数条例及び日程第4、議案第3号四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の2議案を一括して議題といたします。

〔議案第2号及び第3号は巻末に掲載〕

○議長（江野澤隆之議員） 提出者から説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（只縄浩之） それでは、議案の1ページをお開きください。議案第2号四市複合事務組合職員定数条例について説明いたします。

条例の対象となる職員を一般職の常勤職員とし、地方公務員法で常勤の職員として改めて定義された臨時的任用職員の取り扱いについて規定を整備するほか、条例の対象から外される職ではありますが、嘱託の職については、現在も将来も任用がないものとして削除します。この条例の施行日は令和2年4月1日としています。

続いて、議案の3ページをお開きください。議案第

3号四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例について説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が開始されるため、会計年度任用職員の給与等について定めるものです。

条例の構成は、第1条で趣旨を規定し、以下、第2条で給与の種類、第3条で給与及び費用弁償の支払い、第4条で給料及び基本報酬、第5条でパートタイム会計年度任用職員の報酬の支払い、第6条で給与の減額、第7条で地域手当、第8条で通勤手当等、第9条で時間外勤務等に係る手当等、第10条で端数計算、第11条で勤務1時間当たりの給与額の算出、第12条で期末手当、第13条で管理者が特に必要があると認める会計年度任用職員の給料及び基本報酬、最後に第14条で委任を規定しています。

また、附則において、施行日を令和2年4月1日とすることと、基本報酬の額が下がる職員に対する経過措置を規定しています。

以上が条例案の説明となります。

.....

○議長（江野澤隆之議員） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江野澤隆之議員） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

.....

○議長（江野澤隆之議員） まず、日程第3、議案第2号四市複合事務組合職員定数条例について討論に入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。討論はありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（江野澤隆之議員） まず、反対討論の方の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江野澤隆之議員） 次に、賛成討論の方の発言を許します。

岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 議案第2号の職員の定数条例については、会計年度任用職員の導入に伴って事務を正確に行うために必要な条例の制定だと思いますので、賛成といたします。

○議長（江野澤隆之議員） 他に討論はありませんか。〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江野澤隆之議員） 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

.....

○議長（江野澤隆之議員） これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江野澤隆之議員） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（江野澤隆之議員） 次に、日程第4、議案第3号四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例について討論に入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。討論はありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（江野澤隆之議員） まず、反対討論の方の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江野澤隆之議員） 次に、賛成討論の方の発言を許します。

岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 賛成討論をいたします。会計年度任用職員の給与に関する条例です。実際に単価がどうなるのか、支払い総額がどうなるのかということで見せていただきました。時給換算で言うと、時給が最大で67円下がる方もいらっしゃるんですけども、トータルで期末手当を含めると、年収が23万3,000円ぐらいふえるということになっています。トータルで年収が下がるところがなく、全体として引き上げになっているということで、この会計年度任用職員の制度の導入に伴って4市の職員の待遇改善につながると

受けとめておりますので、賛成といたします。

○議長（江野澤隆之議員） 他に討論はありませんか。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり

○議長（江野澤隆之議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（江野澤隆之議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江野澤隆之議員） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（江野澤隆之議員） 次に、日程第5、議案第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案第4号は巻末に掲載〕

○議長（江野澤隆之議員） 提出者から説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（只縄浩之） それでは、議案の15ページをお開きください。議案第4号専決処分の承認を求めることについてを説明いたします。

船橋市議会の令和元年第3回定例会で、市長などの特別職と議員などの非常勤の特別職の期末手当の額を年間4.45カ月から4.5カ月に0.05カ月分引き上げる条例案が上程されましたが、今年度と来年度は引き上げを見送る修正案が可決されました。四市複合事務組合の条例では、船橋市の条例を準用する規定となっておりますが、今回の船橋市の条例案の修正は船橋市の個別の事情によるものであり、本組合としては、そこまで準用すべきではなく、年間4.5カ月に引き上げるのが適当と判断しました。

本来であれば、本組合の関係条例の改正条例を議決していただかなければなりません。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました。つきましては、同条第3項

の規定により議会の承認を求めるものでございます。

.....

○議長（江野澤隆之議員） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 0.05月分引き上げるのが妥当という御説明だったんですが、その理由を教えてください。

○議長（江野澤隆之議員） 管理次長。

○管理次長（村山芳和） 船橋市さんが0.05下がったことによるものについては、船橋市さんの行財政改革に関する一環のもので、4市が構成する組合に適用するのは適当でないと言えるものでございます。

以上でございます。

○議長（江野澤隆之議員） 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり

○議長（江野澤隆之議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

.....

○議長（江野澤隆之議員） これより討論に入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。討論はありますか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（江野澤隆之議員） まず、反対討論の方の発言を許します。

岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 反対の討論を行います。期末手当の引き上げなんですけれども、4.45月から4.5月に上げるという処分の中身になっております。もともと各自治体ごとに多分やっていると思いますけれども、この4.45から4.5に引き上げるというのは、人事院勧告に基づいて一般職の職員についての引き上げの勧告であって、特別職の職員まで引き上げろということではないんですね。それに連動して特別職も0.05月上げてはいただきますけれども、本来であれば理由がないんです。上げる理由がないのに特別職の期末手当が上がっているということで、そういうことについては今の経済動向を見ても、関係市の市民の生活ぶりを見ても、特別職を理由なく期末手当を上げるということにはと

ても同意できるものではありませんので、反対いたします。

○議長（江野澤隆之議員） 次に、賛成討論の方の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江野澤隆之議員）他に討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江野澤隆之議員）討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

.....

○議長（江野澤隆之議員）これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江野澤隆之議員）起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（江野澤隆之議員）日程第6、議案第5号公平委員会委員選任の同意を求めることについてを議題といたします。

〔議案第5号は巻末に掲載〕

○議長（江野澤隆之議員）職員に議案を朗読させます。

〔職員朗読〕

○議長（江野澤隆之議員）お諮りします。本案については、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江野澤隆之議員）異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江野澤隆之議員）起立全員であります。よって、本案は同意することに決しました。

.....

○議長（江野澤隆之議員）日程第7、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に勝又勝議員及び入沢俊行議員を指

名します。

.....

○議長（江野澤隆之議員）以上で、本定例会の会議に付された事件の審議は全部終了しました。

.....

○議長（江野澤隆之議員）これをもちまして、令和2年第1回四市複合事務組合議会定例会を閉会します。ありがとうございました。御苦労さまでした。

午後3時7分閉会

.....

〔出席者〕

◇出席議員（12人）

議長	江野澤 隆 之
副議長	中山 恭 順
議員	清水 聖 士
	勝 又 勝
	藤 代 清七郎
	岡 田 とおる
	藤 川 浩 子
	岩 井 友 子
	西 村 幸 吉
	服 部 友 則
	入 沢 俊 行
	宮 本 泰 介

.....

◇説明のため出席した者

管 理 者	松 戸 徹
副 管 理 者	辻 恭 介
会 計 管 理 者	栗 林 紀 子
事 務 局 長	只 縄 浩 之
副 参 事	蕨 孝 之
管 理 次 長	村 山 芳 和
第2斎場整備室長	藤 沢 徹
馬込斎場長	吉 野 成 重
しおかぜホール茜浜斎場長	白 土 太
代表監査委員	中 村 章

.....

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

四市複合事務組合議会議長 江野澤 隆 之
四市複合事務組合議会議員 勝 又 勝
四市複合事務組合議会議員 入 沢 俊 行